

令和7年2月27日

山口市契約監理課

**令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価及び  
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について**

このことについて、次のとおり特例措置を適用することとしましたので、お知らせします。

**1. 特例措置の内容**

次の対象工事又は業務委託の受注者は、山口市建設工事標準請負契約約款第57条、山口市業務委託契約約款第32条、山口市建設コンサルタント業務等約款第54条の定めに基づき、適用基準日が令和7年3月15日の労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金(委託料)の額の変更の協議を請求することができます。

**2. 対象工事及び業務委託**

令和7年3月1日以後に契約を締結する工事(道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。)及び業務委託のうち、令和7年3月14日以前に入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼を行うものが対象です。

**3. 受注者からの請求**

協議の請求の意向がある場合は、契約締結後、原則15日以内に別添様式を添付した工事打合せ簿等により、監督員と協議を行ってください。

**4. 請負代金(委託料)の額の変更**

変更後の請負代金(委託料)の額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負金額(委託料)} \quad (税抜) \quad P_1 = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{新労務単価等により算出した設計額}$$

$$\text{変更後の請負金額(委託料)} \quad P = P_1 \times (1 + \text{消費税等率})$$